

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄復帰記念式典(1) (閣議決定、関係省庁連絡会議)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43577

沖繩素行電

（部の内（号）注意）

外務省 次長 典房 臣官官審審長長 儀人電厚計 書文会営給

調査長 参企析調 領移長 参領旅査移

ア 参地中東 長 北東西 参一 中南 参西東洋 長 西東

近ア 参書近ア 長 次総経国資

長 参貿統 参政技一理 国 国企二

長 参政協規 参政経科

長 参軍社專 参道内外

長 参情長 参一 二

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 0158/15
 72年 月 日 12時 35分 3中 張 発 菅
 74年 1月 12日 13時 02分 本 省 着 務 長

外務大臣殿 参事 臨時代理大使 総領事 代理

復帰時行事に関する米側内話

第23号 極秘

（限定配布）

1. 復帰時の行事に関し、11日ある社交の席でファイアリ
 ー民政官及びラウ副民政官が非公式にヨシオカに述べた
 ところをとりまとめ下記の通り。（この考え方は未だ最終的
 でなく、かつ、ランパート弁務官から日本側に伝えること
 をオーソライズされていないので他にクオットされぬよう
 特に希望していた由につき念のため。）

（1）先般来ランパート弁務官を中心に復帰時の行事につ
 きおりおり話し合っているが、現在までの米側の構想次
 の通り。

（イ）5月/4日（復帰前日）米側内部でお別れセレモ
 ーを合む諸行事を行ない、ゆく刻に日本政府出先機関より
 ゆう政首のう者を招いたパーティを行なう。この前後弁務
 官よりおきなわ住民へ米施政権終了に関するメッセジを
 出す。

（ロ）5月/5日午前0時以後成るべく速やかな飛行便でラン

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

パートは東京経由帰の途につき。

（ハ）東京において総理以下日本側首のう者に表けいあい
 さつする。

（ニ）ファイアリー民政官も同様、5日中に離島する。

（ホ）在ちゆう米陸軍司令官はスミス副司令官の後任とし
 て近く着任するM.A.P.L.E.S少将がしよう格任命され、ラ
 ウン副民政官はその参謀長としておきなわに残るよう話が
 進められている。

（2）従って米側としては日米合同の行事は念頭になく、
 特に5月/5日は午前0時以後は日本の施政権下に入るの
 だから、日本側が如何なる規模の式典を計画されても米側
 のかいは入る問題ではないとの立場である。

（3）5日若し東京で式典があり、そこへランパートが
 ゲストとして招待されるような場合はよること出席する
 であろうが、式典の開始時間によつては可能かどうかわか
 らない。

（4）以上は何れも現地限り非公式のもので、ワシントン
 から別の指示があれば従うのは当然である。

2. 以上のスケジュールが最終的にどうなるかは別として

- 注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ランパートが総理はじめ関係閣僚等と表けいすることは
 確実であるので、じよくん等のお考えがあるならばこの機
 会を考慮しおかれてはいかかかと存ぜられる。
 なお、本件内話は米側かつ、現地限りのものである
 が、わが方として現地における行事としてのひ見は早急に
 取りまとめたい所存であるが、基本方針等御内々いただけ
 れば幸甚である。

(下)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘	符号表示 略 平	総第 0117 141 号
	第 11 号	昭和 47 年 17 月 20 日 分宛
大至急・至急 普通 LTF		発電係 4

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才課長	主管局部署 (室) 名 米北1 起案 昭和 47 年 1 月 17 日 起案係 電話番号 2898
---	------------------------------	--

協議先 条約局長 条約課長	安全保障課長
---------------------	--------

在 沖繩 高瀬 大使 総領事	臨時代理大使 代理	あて 外務 大臣 発
電 報 在 沖繩 高瀬 大使 総領事	臨時代理大使 代理	あて

件名 復帰記念式典

貴電才23号に關し、
 局長お、
 経訪したところ、次の点について
 貴使お、ランパート高等弁務官に
 打し伝達ありたい旨要請され

電信課長
 253
 (月九日) 済
 (一週報消)

(※印欄内は電信課記入)
 局長の指示により起案し、そのの
 (昭和四二七一改正)

あつ

たので、右然るべく貴使より
 同高等弁務官へ同大臣の御
 意向としてお伝えありたい。

1. ^{山中}本大臣としては^{弁務官}貴閣下が
 高等弁務官に御就任以来
 諸般の問題につき御協力を
 得きたったことを極めて高く評価
 しており、今から復帰日迄の
 間にも従来にも増して一層
 協力を密にし、円滑なる復帰
 を実現できる^{強く希望している}ように^{いたしたい}。

又、また^{弁務官}これまで御尽力戴い
 た^{弁務官}貴閣下を5月15日の復帰
 記念式典に御列席を得^{たい}
 たいと^{ことば}離島される^{ことば}のを

^{山中}

見^{見りに}ることは^{弁務官}本大臣としては誠に
 しのびない^うもの^{あり}あり、同日の
 式典には^{弁務官}貴閣下は^{弁務官}いぬ米側
 関係者の御列席を是非
 得^{たい}た^{ことば}と、^{米側に}本大臣^{弁務官}が^{弁務官}日本政府
 を代表して^{弁務官}謝辞を申し述べ、
 一堂拍手のうち^{弁務官}に^{弁務官}御見送り
 申し上げ^{たい}た^{ことば}まに^{弁務官}つき、^{弁務官}15日^{弁務官}復帰
^早立去られることなく、式典には
 参加されることを切望^{いたします}
 いたします。

3. 記念式典についての
 日本^{政府}の方針につい
 ては高瀬大臣を通じて
 御連絡^御申し上げ^{たい}る

ラ
 弁務官
 と
 お見送
 り
 申しあげ
 たい

改し^{たい}か^{ことば}少^{ことば}く^{ことば}も

山申 (kur)

~~こととしますか~~ 本大臣は
 14日には沖繩に赴き、貴南を
 と訪問したく考えておられます
 ので宜しく願います。

GB-3

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外儀官
 務務典房
 次次
 臣官官審審長長
 儀総人電厚計
 書文会営給

調査長
 領移長
 参企析調
 参領旅査移

ア 参地中東
 長 北東西
 参北北
 中南
 参一
 参西東洋
 長 西東

近ア長
 参書近ア
 次総経国資
 源

長経協長
 参資統
 参政技一理
 国企二

長国
 参政経科

長情長
 参道内外

文
 参一

総番号(TA) 3052 主管
 712年 1月 20日 10時 50分 沖繩 発 米北
 712年 1月 20日 11時 43分 本省 着

外務大臣殿 高瀬 使 臨時代理大使 総領事 代理

復帰記念式典

第43号 略 至急 (ゆう先処理)

貴電米北/第//号に関し

/9日本使公ていにおけるばんさん会の際冒頭貴電/及
 び2のにつきランパート弁務官とこん談したる処左記の通
 り

/復帰時に至るまで全力をつくしその任務を遂行すべき
 は当然のことにして、円かつなる復帰の為努力する所存に
 つき、右の同弁務官の山中大臣に対する謝意と共に伝達方
 本使に要請する処ありたり

2の5月/5日に予定せられ居るおきなわ現地における記
 念式典に参列すべしとの御ちよう招につきは高等弁務
 官の任務終了と共に直ちに離ちゆうする方針はワシントン

とも打合わせその指示に従いたる決定にして弁務官の一存
 にては変更し得ず、また、変更自体も困難のことと思料す
 るも、至急打合わせ結果を本使に報知すべしとのことなり

3の弁務官は2月4日の貴大臣御招えんは誠にこう栄にし
 て有難くお受けつかまつり、度しと申し述べたり (2)

秘

11
 12

(部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外儀官
 務次典房
 臣官官審長長
 儀総人電厚計
 書文会営給

調査企析調
 長領移
 参領旅査移
 長

ア 参地中東
 長 北西
 参 北西
 中 参一
 参西東洋
 長 西東

参書近ア
 次総経国資
 源

長 参買統国
 参政技一理
 国企二

参多協規

長 参政経科
 国 軍社専

参道内外
 参一

総番号(TA) 4011
 71年 月 27日 14時 15分 沖 通 主管
 71年 月 27日 14時 53分 本 省 省 本 省

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

ランペルト高等弁務官との会談

第5/号 極秘 至急 (ゆう先処理)

本朝弁務官府においてランペルト弁務官と会談したる処左記の通り。

(1) 本使より、本邦政府は5月/5日おきなわにおいて行なわるべきおきなわ復帰記念しゆく典にランペルト中將の臨席を得たく、右招請をなすべき旨の総理、貴大臣及び山中大臣の指示を伝達すと申し述べ、弁務官の所見を求めたる処、往電第43号と同趣旨の応答を行ない、ワシントンに訓申中なるが未だ回答なき旨を申し述べたり。

(2) 右に対し本使は、もち論弁務官においてワシントンと打合わせ決定すべき問題なるが、何処に問題ありやと問查したる処、⁽¹⁾ 弁務官はおきなわ施政権の終了と同時に高等弁務官の地位及び任務は終了するものにしてその後弁務官たりし陸軍中將が公的に存在することは例え少時間なりとしても右終了の形をあいまいにすること、及びおきなわにおける特殊の政治的事態よりして万々一の際における⁽²⁾ 備につきて万全なることを保証する点において必ずしも

外務省

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

十分なるを得ざる点等を挙げたり。

(3) 本使より、当地における治安につきては5月/5日復帰決定により、若干安心の増加ある処、最近におけるイシガキ、ミヤコ等の中共派による教宣はしれつを加えつつあり、また、ナハにおいても彼等による新たなる動きが見らるる等根源的の公安上の事態は必ずしも好転しつつありとは言ひ得ざるも、復帰後の警備につきては本邦政府は確信を以つて十分対処し得るものなることを申し述べると同時に、2月4日貴大臣の弁務官等の招えんに言及、その節貴大臣よりも親しく式典招請につき言及あるべきにつきて、その以前にワシントンとの打合わせが決定的にならざるよう、然るべくワシントンにMESSAGEさることを希望にたえずと説示したる処、弁務官は右述べし、ワシントンに連絡すべき旨を応えた。

(4) なお、本件しゆく典につきてその式次第等内容につきて弁務官より質問ありたるが、おきなわにおいて本邦政府が主催する公的の式典なるものと考え居る処、具体案は作成中にして未だ決定し居らず、決定次第通報すべしと申し述べ置けり。

(了)

外務省

- 大政事外外儀高
- 務務典房
- 次次
- 臣官官審審長長
- 備網人電厚計
- 書文会営給
- 調査長
- 領移長
- 参企析調
- 参領旅査移
- 参地中東
- 長北東西
- 参北北保
- 中南審
- 参西東洋
- 長西東
- 参書近ア
- 次総経国資
- 参貿統
- 参政技一理
- 長経協長
- 参条協規
- 長国
- 参政経科
- 長備長
- 参道内外
- 長文
- 参一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 400 主管 米北

77年 2月 8日 12時 15分 沖繩 発

77年 2月 8日 12時 28分 本省 着

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

復帰式典記事に関する問合せ

第75号 略 至急 (ゆう先処理)

5日付おきなわタイムスゆう刊に「復帰式典出席に難しよ
く」と題してランパート高等弁務官が返かん日をまたず帰
任するであろうとの東京発記事が「政府筋が明らかにした
ところ」として報ぜられているところ。8日ノールズ政治
顧問からの本件記事についてランパートの帰任次第説明す
る要ありとして、日本側から何らかコメントあれば承知し
たいと申し越したので、何分のき回電ありたい。

(了)

(注) 2/8夕刻
佐藤参事、村岡参事、
押し、用電し、高瀬次官

秘

外務省

(回覧番号 3598) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (機密の捺印) 符号表示 略 平 総第 0210 148-00

第 32 号 昭和 47 年 2 月 19 日 07 分 送

大至急 (至急) 普通 LTF 発電係 (3)

主管 本局部課(室)名 米北1

アメリカ局長 参事官 北米才一課長

起案者 電話番号 112中 2465

協職先 官房総務参事官 儀典官 官房書記官

在 沖繩 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理 外務大臣 発

電 報 在 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あり

件名 復帰式典記事に関する問合せ

貴電才75号に對し、
本件報道については特にコメントがま真はない。
なお、4日本大臣がランパート高等弁務官を夕食
に招宴した際、同弁務官の復帰式典への参
加の件については特に話題はなからなかつた。

寄

(昭和四二七一改正)

GB-1

吉野局長より弁務官に於し、沖縄にお
ける武典に山中大臣は是非弁務官の
出席を得るに述べた旨を、先
の後本件につきはるから米本国より新
らしい訓令があつたかと照会したと
る、またこれに接してはるから本
国の訓令通り動かざるを得ないこと
について述べた。

137

(部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

大政事外外儀官
務務 典房
次次
臣官官審審長長
儀儀人電厚計
書文会営給
調 参企析調
査 参領旅査移
長 領移
長
ア 参地中東
長 北東西
米 参北北保
長 中南
参一
参西東洋
長 西東
近 参書近ア
ア 長 次総経国資
経 一源
長 参質統国
経 参政技一理
協 国企二
長 参条協規
長 参政経科
国 軍社専
長 参道内外
情 参一
長 文
文 参一
息

電信写

総番号(TA) 9478 主管
 凡 年 月 日 14時 25分 沖 縄 発 管
 凡 年 月 日 15時 13分 本 省 着 米比

外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理
 おきなわ復帰記念式典

第105号 極秘 至急 (ゆう先処理)
 往電第43号及び同第51号に関し
 昨やえん席においてランパート高等弁務官と内話したる処
 その際本使より、本邦政府のおきなわにおける復帰記念
 式典に高等弁務官の参列問題につきワシントンとの話し合
 いに何等進展ありやと問いたる処、弁務官はこれなき旨を
 応え、また、本件につきての在ワシントン、在おきなわ米
 当局の考え方につきては現在の処冒頭往電の線に変更なき
 旨を示さずる処ありたり、なお、別途弁務官側近筋は、弁
 務官は5月/5日離ちゆう、約/週間在京する日程を想定
 し居る由内話する処ありたり、
 (了)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総入電厚計
書文会當給

電信写

総番号(TA) R-243 主管
72年4月24日12時30分 津瀨 発着
72年 月 日 時 分 本省 北1

外務大臣殿 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

入キナワ復帰記念式典(東京)

第243号 平

本例より、5月/5日の東京における記念式典にランパー
高等弁務官夫妻及びファイアー民政官夫妻が出席する旨
連絡越した。

(了)

調査長 領移長
参企析調
参領旅査移

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南番
欧 参西東洋
長 西東

近ア長 参書近ア
経 次総経国資
長 参貿統国
協 参政技一理
長 参条協親
国 参政経科
長 参軍社專
情 参道内外
長 参一

外務省

アメリカ局長
参事官
北米才一課

(招待審査委員会用資料)

ジェームズ B. ランポート 中將の招待
について

昭47.5.2
北米才一課

- 被招待者の資格氏名
ジェームズ B. ランポート 陸軍中將夫妻 (元在
琉球列島)
(~~沖縄半島~~ 高等弁務官)
(Lt. General James B. Lampert and
Mrs. Lampert)
- 同随員の資格氏名
なし
- 招待の形式
一般招待
- 招待の理由

(注) 官給へ25部提出を要す

GA-6

外務省

4290

ジエームズ B. ランポート中將は、1969年1月28日アメリカ合衆国琉球諸島高等弁務

官として着任以来、^(本)5月14日^(本)沖繩の本土復帰に^(本)より最良の高等弁務官としてその任務を

全うし離任するまでの間、^(22の16の3)3年4ヶ月⁽¹⁰⁵⁾の間、⁽¹⁰⁵⁾沖繩住民の願望を十分理解し沖繩の本土

師の實現に最善の努力を傾注したのみならず、日米協力関係の増進及び沖繩住民の

福祉の^(向)向上に多大の貢献を行なった。

今回の上京の機会に同人を外務省

(同中將の高等弁務官の任務を全うし、米国の初任代表として

高(一般報告)として接遇することは、今後の日米関係にも極めて好ましい影響をもち

らすもの^(られ)と考える。

この沖繩復帰記念行事に出席し、復帰記念のため

5. 招待の期間

5月16日より3日間 (3泊4日)予定

6. 負担経費

滞在費 3日間 当方負担

上記5.の期間内

7. その他参考となるべき事項

(1) 同人は5月15日午前零時10分嘉手納

前記のとおり、米国の初任代表としてアグニュー副大統領に随行して沖繩復帰記念行事に出席するため、

空港を軍用機にて上京する予定である

が、東京滞在中3泊4日についてのみ

アグニュー副大統領一行の離日(160年前の予定)後

接遇することとする。

(2) 所要経費については別途高裁を仰ぐ

(アグニュー副大統領一行の来日関係経費に含む)

こととする。

(招待審査委員会用資料)

ジェームズ・B・ランパート中将の
招待について

昭和47年5月4日
アメリカ局北米第一課

1. 被招待者の資格氏名

ジェームズ・B・ランパート米国陸軍中将夫妻
(元琉球列島高等弁務官)
(Lt.General James B.Lampert and
Mrs.Lampert)

2. 同随員の資格氏名

なし

3. 招待の形式

一般招客

4. 招待の理由

ジェームズ・B・ランパート中将は、1969年1月28日アメリカ合衆国琉球列島高等弁務官として着任以来本年5月4日までの間、約3年4カ月にわたり沖縄住民の願望を十分理解し、沖縄の本土復帰の実現に最善の努力を傾注したのみならず、日米協力関係の増進及び沖縄住民の福祉の向上に多大の貢献を行なった。

今回同中将が高等弁務官の任務を全うし、米
国政府代表代理として沖縄復帰記念式典出席後
帰国のため上京の機会に、同人を外務省招客
(一般招客)として接遇することは、今後の日
米関係にもきわめて好ましい影響をもたらすも
のと考えられる。

5. 招待の期間

5月16日より3日間(3泊4日)の予定

6. 負担経費

上記5.の期間の滞在費当方負担

7. その他参考となるべき事項

- (1) 同人は前記のとおり、米国政府代表代理としてアグニュー副大統領に随行して沖縄復帰記念式典に出席すべく、5月15日午前零時10分嘉手納空港発軍用機にて上京する予定であるが、アグニュー副大統領一行の離日(16日午前の予定)の後東京滞在中についてのみ接遇することとする。
- (2) 所要経費については、アグニュー副大統領一行の来日関係経費に含め別途高裁を仰ぐこととする。

注意

- 1. 本電の取扱いには慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘

電信写

25

参外長	参北
参中東	参西
参南	参東
参西	参東
参近	参経
参協	参政
参協	参経
参協	参社
参協	参道
参協	参文

総番号(TA) 21309
 72年 月 日 20時00分 沖 絶 発 北1
 72年 月 日 20時21分 本 省 着 北1

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

返かん式典米側招待者

第263号 略 至急 (ゆう先処理)

貴電米北第121号に関し

1. 5月15日のおきなわにおける式典には、民政と直接関係のない米側要人は一切招待せざるよう政府の方針が定められたとの趣をもつて、当地対策庁事務局は、当代表事務所より内示した招待リスト案のうち四軍各司令官等を削除した別電1. のメンバーについてのみ合意越した。

2. 伝えられる上記の政府の方針なるものは、同日午後行なわれるおきなわけん主催の式典の招待者に関するりゆうきゆう政府の考え方との調和に考慮が払われた結果かとも思われるが、そもそも政府主催の式典と県の式典とは次元の異なるものであり、むしろ東京式典との一かん性に考慮が払われて然るべきものと思われる。

3. ついては往電第264号別電のとおりランパート高等弁務官から本使に提出のあつた「招待を得たき者」のリスト(別電1. のリストを承知のうえこれに含まれていない軍関係者のみを追加的にリストアップしたもの)の御検

外務省

添付なし

注意

- 1. 本電の取扱いには慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

討に当つては取扱いに誤りなきよう十分配慮の上検討結果回電ありたい。(なお、クラック渉外局長は別途このリストの説明に当つて、軍服がぎらつくとの考慮があるならば、平服を着用するよう内々取計うと述べていたので御参考まで)

(了)

(写手交済 28/4 21:00)

又

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 21836
 72年4月28日 22時15分 中 絶 発
 72年4月28日 23時26分 本 省 着 米地

外務大臣殿 高瀬(大使)臨時代理大使 総領事 代理

返還記念式典米側招待者

第264号 平(秘扱) 至急(優先処理)
 往電第263号別電

大取専外外儀官
 務務典房
 次次
 臣官官審審長長
 (機総人電厚計
 書文会営給

調査企析調
 領移長
 参領旅査移

参地中東
 北東西
 参北北保

中南審
 参一
 参西東洋
 西東

参書近ア
 次総経国資

参貿統国
 参政技一理
 国企二

参条協規
 参政経科

参軍社專
 参道内外

参一

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

- LIAISON DEPT.
3. MR. AND MRS. JOHN W. CAMPBELL DEPUTY DIRECTOR, LIAISON DEPT.
 9. MR. AND MRS. ALEXANDER LIOSNOFF DIRECTOR, PUBLIC AFFAIRS DEPT.
 10. MR. AND MRS. HARRIMAN N. SIMMONS DIRECTOR, PUBLIC AFFAIRS DEPT.
 11. COL. AND MRS. HARRY W. LOMBARD DIRECTOR, PUBLIC WORKS DEPT.
 12. LT. COL. AND MRS. KANSHI S. YAMASHITA CHIEF, MIYAKO CIVIL AFFAIRS TEAM
 13. LT. COL. AND MRS. RICHARD B. HASKELL CHIEF, YAEYAMA CIVIL AFFAIRS TEAM
- USG ELEMENT TO PREPCOM
14. MR. AND MRS. ALBERT A. FRANCIS SPECIAL ASSISTANT
- OFFICE OF THE HIGH COMMISSIONER
15. MR. AND MRS. JOHN F. KNOWLES POLITICAL ADVISOR
 16. COL. AND MRS. J.A. MEADS, JR. CHAIRMAN, REVERSION COORDINATION GROUP
 17. COL. AND MRS. H.L. MOORE SPECIAL ASSISTANT
 18. COL. AND MRS. WILLIAM W. WOODSIDE INFORMATION

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

COORDINATOR

(9) MR. AND MRS. GEORGE K. SANKEY LANGUAGE AIDE

CONSULATE-GENERAL, NAHA

(10) MR. AND MRS. RICHARD W. PETREE CONSUL-GENERAL

(11) MR. AND MRS. CLYDE W. SNIDER CONSUL

CHAMBER OF COMMERCE, OKINAWA

(12) MR. AND MRS. JAMES N. PERRY PRESIDENT

(3)

3

外務省

(部の内 号) 注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大改事外外儀官
 務務 典房
 次次
 臣官官審審長長
 儀総入電厚計
 書文会皆給

調査長
 領移長
 参企析調
 参領旅査移

参地中東
 北東西
 参北北保
 参一
 参西東洋
 西東
 長

近ア長
 経次総経国資
 源
 長参賀統
 経参政技一理
 長協長
 条参条協規
 長国参政経科
 長情長
 文参道内外
 長参一

総番号(TA) 21337 主管
 72年 月 日 22時30分 17 発
 72年 4月 28日 23時39分 本省 着 半201

外務大臣殿 高根(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

ランパート高等弁務官との会談

第265号 極秘 至急 (ゆう先処理)

28日本使ランパート高等弁務官とちゆう食を共にし会談したる処左記の通り。(ノールズ同席)

1. 弁務官より、米軍関係にて本邦政府主催の復帰記念式典(東京及びナハの分)に招待さるるを得ば幸甚なりとして、招待を得たきもの名ばの提出あり、本使は右を伝達すべしとして受納し置けり。(名ば別電のとおり)。なお、本使より、先般高配を得たるかびん/個弁務官に記念品としてぞう呈し、弁務官はまんこうの謝意をもつて受納したり。

2. 貴電合第2302号御来示の次第もあり、かつまた、先般来本使の留意し居りたる点もこれありにつき、本使より、復帰とせん閣列島との関係における極たん分子の突びなる行動につき十分注意を要すること及び若干の具体的容疑の存する情報ありと告げ、米側の十分なる警備を改めて要請したる処、弁務官は直ちに所要の警かいをなさしむべく、また本使のしゆうていにつきての特段の警かいの措置

外務省

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

を要すべしとの所見に対しても同意、注意すべしとのべたり。(なお本使において別途、当地海上保安庁要員及びりゆうきゆう警察に對シマコシ、ナカヤマ両書記官を通じ嚴重注意かん起及び警備強化につき指示し置きたり)

3. 昨日の全軍労大会において、暫定主のう部が選定されたる処、弁務官より、新任の3役につきては詳なる情報なく、未知のものなるが本使において何等承知ありやとの質問あり、本使もまたよく承知し居らざる人物なるが、5月5日に予定され居る全軍労3役の選出が根本と相成るべく、右に基づき全軍労の将来を判定せざるべからざるものとする。今次臨時大会においては指導者の下部に対する統制全くなきが如き様相なるも、今後指導者もまきかえしを計るべく必ずしも全面的はい退とはい言ひ得ざるべく万事は5日の大会を見たる上にて処置すべき旨の所見を申し述べ置けり。

4. 弁務官夫妻は5月/5日午前0時/0分カテナ空港発、軍用機にて上京、約/週間東京各方面に離任の御あいさつに参上致したき由なり。

(了)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
備総人電厚計
書文会當給

調査長
領移長
参企析調
参領旅査移

参地中東
長北東西
参北北保
中
参一
参西東洋
長西東

参書近ア
次総経国
源

参貿統国
参政技一理
国企二

参条協規
長
参政経科
軍社專
参道内外
長情
参一
文長

総番号(TA) 2/330
72年4月28日23時15分 中絶 主管
72年4月28日23時38分 本省 発着 米北

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

ランパート高等弁務官との会談

第266号 平(秘扱) 至急(優先処理)
往電第265号別電

- TOKYO OK
- COLONEL AND MRS. JOHN A. MEADS, JR., DIRECTOR, REVERSION COORDINATION GROUP
- COLONEL AND MRS. LUNSFORD V. McDUGALD, U.S. CHAIRMAN, SOFA TASK GROUP, FACILITIES AND AREAS SUBCOMMITTEE
- COLONEL AND MRS. HAROLD B. VAN DYKEN, U.S. CHAIRMAN, SAM TRANSFER SUBCOMMITTEE
- COLONEL AND MRS. FRANK S. TARBELL, U.S. CHAIRMAN, OKINAWA BEDDOWN COMMITTEE
- COLONEL AND MRS. ROBERT M. PEARCE, U.S. CHAIRMAN, SOFA TASK GROUP, LABOR SUBCOMMITTEE

NAHA — このメンバーは ~~...~~ 招待する
J. GEN AND MRS. LOUIS METZGER, COMMANDING GENERAL,

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

III MARINE AMPHIBIOUS FORCE
 MG AND MRS. LAWRENCE F. TANBERG, COMMANDER, 313TH
 AIR DIVISION
 MG AND MRS. JOHN J. HAYES, COMMANDING GENERAL, 2ND
 LOGISTICAL COMMAND
 MG AND MRS. HERRON N. MAPLES, DEPUTY COMMANDING
 GENERAL, USARYIS
 BG AND MRS. ROBERT H. BARROW, COMMANDING GENERAL,
 MARINE CORPS BASE
 CAPTAIN AND MRS. IAN F. BROWN, COMMANDER, FLEET
 ACTIVITIES OKINAWA
 COLONEL AND MRS. JOHN B. RIORDAN, SR., SECRETARY
 TO THE RYUKYUS AREA JOINT COMMANDERS
 ADM WALTER D. GADDIS, COMMANDER, AMPHIBIOUS FORCE
 7TH FLEET
 MG JOSEPH C. FEGAN, JR., COMMANDING GENERAL,
 3RD MARINE DIVISION
 BG EDWARD J. MILLER, ASSISTANT DIVISION COMMANDER, 3RD
 MARINE DIVISION
 ADM AND MRS. RICHARD E. FOWLER, JR., COMMANDER,
 PATROL FORCE 7TH FLEET
 COLONEL AND MRS. ROBERT F. TITUS (BRIGADIER GENERAL-
 SELECTEE), COMMANDER, 18TH TACTICAL FIGHTER WING,
 313TH AIR DIVISION

(7) 2
外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外儀官
 務務 典房
 次次 官官審審長長
 臣官官審審長長
 儀総人電厚計
 書文会管給

総番号(TA) 22629
 72年 月 日 時 分
 72年 05月 07日 19時 30分
 72年 05月 07日 19時 53分
 主管 発着 批1

調査長
 領移長
 参企析調
 参領旅査移

外務大臣殿
 参使 臨時代理大使 総領事 代理
 シンバート高等弁務官の滞京日程

ア 参地中東
 長 北東西
 米長 参北北保
 中南番 参一二
 欧 参西東洋
 長 西東

近ア 参書近ア
 長 次総経国資
 経 源
 長 参貿統国
 経 参政技一理
 協 長 国企二
 長 参家協
 条 長 参政経科
 長 軍社專
 長 参道内外
 長 文長 参一二

第280号 平 至急 (ゆう先処理)
 / 6日よる、ノールズ政治顧問よりの連絡次の通り。
 (1) シンバート夫妻は / 5日午前0時 / 0分カナダ発特
 別機で上京、午前4時東京着、 / 9日午前9時半東京発日
 本国内旅行、2 / 日帰京一はく(山王ホテル)の上、22
 日ホノコンへ向け出発離日する。
 (2) / 5日から / 9日までは、外務省から口頭で外務省
 賓客として招待されている旨在京大使館から連絡を受けた
 が、未だ文書による招待状は受けていない。 / 9日から2
 2日までは私人の資格で日本国内で休養したい。
 (3) / 5日の式典出席、 / 6日 / 7日 / 8日の3日間に次
 の要人を表けい訪問致し度く大使館から既に外務省へアレ
 ンジ方依頼済と思うが、何分大使館もアグニュー副大統領
 受入準備もあり、本件事務の推進振りに不安が感ぜらるる
 ので当地日本代表部のチャネルからもぜひ促進方協力願
 いたい。
 サトウ総理、フクダ外相、山中長官、アイチ前外相、フナ

全2頁 = -570 外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

衆院議長、エサキ防衛庁長官、キヌカサ統括議長、中村陸奥長、ヨシノ・アメリカ局長。

(4) 要人訪問には通訳としてはGEORGEサンキを同行したいので予め御了承を得たい。(サンキ及び副官のしゆくしやは山王ホテルに留保済み)。

2. ついては上記(2)の招待状の件確認ありたく。また(3)についてアレンジの結果を当方へも通報ありたい。(了)。

外務省

4325 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 略 平	総第 0509-129-001号
第 144号	昭和 47年 5月 19日 時 分 秒	47.5.9 19.29
大至急 (至急・普通・LTF)	発電係	

大 閣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米オ一課長	主管局部署(室)名 北米1 起案 昭和47年5月8日 起案者 電話番号 12中 2465
--	-------------------------------	--

協議先
R 会計課長
R 儀典官
R 総務室長
R 総務室分室

在 沖繩 高嶺 (大) 臨時代理大使
総領事 代理 大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使
報 総領事 代理 あり

件名 ランポート高等弁務官の滞京

貴電才280号に對し。

1. 冒頭貴電1. (2) についてはランポート中将夫妻を5月16日より同19日までの3日間外務省招客として招待することに決定したの

で、先方に対し然るべく通報ありたい。

(△ 78行 72 才 5 7 2 1 2 1 1 1 1 1 2 念 の 7 4 0)

漢 電信課長

写 済

会計 47.5.11 総務

(※印刷内は電報誤記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

自頭書

2. 再電 1. (3) についても確定次第追電
する。(3)

汽中工ル

47. 5. 8
米北(01-)

Re: 五ノートのポイント×12

1. 追電 秘書官 5/9 (連絡次第あり)

(1) 山中工ルは 170 午後 12

空リ22C 用意あり。(S日(国会
の状況次第で)は変り子。)

(2) 他方 山中工ルは、S日(国会)に
余額をS日(国会)際 同席 (T=11) 由。

。。。
(+ 秘書官に会って 右の意向を
S日22C 要する) 此の際

(右 余額をS日(国会)際)

話しかて来たので、山中工ル 170 12 又
合) 父(母) 同席 (此) 由。

2. 5/2 加 17 5/1, 4/12 17 6 5/1

言者船送の事情から12:30に到着

12、ランポート邸には1700頃の5時頃
12:30頃におくこととすべし
追水秋、男方=48JPC。
以上 記録可也。

(注) 山中士尾は 150 沖港にて式典
主催後 160の倉 12:10 那覇発

の便にて那覇空港に2、160
午後5時以降は ~~乗車可也~~
(52運式)
16)に合意と思われし由。

ランポート 秋(吉とヒヤ?)
870号

加藤和夫

ランポート高等弁務官滞京中の警備について

47.5.9
北米1

本件に關し、警察庁警備局公安2課 井上補佐
佐他2名と打合せた結果次のとおり。

1. 当方より、ランポート高等弁務官の滞京日程を
別添 沖繩東巻才280号により披覽し、(注)

因る部を井上補佐に手交しおいた。) 弁務官
の警護については、E.C. 程定に準り
(主として、父を於て限を設け、たこは警護車と)

仰ぐしい警護は(特に)必要ないと思える旨述べた。

2. 警察庁当局の意見及び要望等次のとおり。
(警内)

(1) ランポート弁務官夫妻の東京着 04:00 頃
飛行機(横田から)着の時間か、又はオテ

ル着の時間があるか。

(2) 警察庁、警視庁として、E.C. 警護

か、適当であること記す。

とする。

- (3) 陛下の謁見及び総理表敬訪問につき
^{機上}
 又は P.C. (パトカー付き) としたい。
- (4) ランポート弁務官の総理表敬訪問と
 の他外ある場合は、外務省よりつまずきを
 をおしえてもらいたい。
- (5) 15日式典参加の際、弁務官のホテル
 兼時間を承知したい。
- (6) 弁務官は16日アグニ副大統領一行の
 離日を見送るか。
- (7) 弁務官の19日以降の地方旅行(加藤
 弁務官より仙台を中心とする)の際に
 は、ナマニ岡弁務官等却旅行の警備と同じ
 としたい。(井上補佐より、岡弁務官夫妻の警

今回

備当らに対する思いやり及び岡弁務官の
 最大の旅行をなさると思われ、最善と
 (先. に金詰み)

つくしたいと付言あり。

(8) 弁務官の使用する車(外務省提供の)は

できれば15日及び16日以降も同じ車と
 したい。

ランパート高等弁務官夫妻 滞京日程(来)	
	47. 5. 14 米北1
5月15日(月)	
04:00	横田着 車12本付ルオ-ツ (870号室に宿泊)
10:30	沖縄復帰記念式典出席
18:00	総理主催6000迎会席 (迎賓館)
20:00	副大統領主催晚餐 出席 (米下法公邸)

GA-5

外務省

2

5月16日(火)	
10:00	愛知前外務大臣 E訪問 (第2議員会館310号室) (三田村官補案内)
5月17日(水)	
09:30	福田外務大臣E訪問 ~11:50
14:00	船田衆議院議長E訪問 (議長公邸)
15:00	総理表敬 旭1位進式(山中大臣 同席予定) (官邸)
18:30	吉野局長夫妻設宴 (藍亭)

GA 6

外務省

5月18日(木)	
(3)	防犯長官との会談 (内海次官、島田次官同席) (野呂政昭次官)
(2)	衣笠総務長との会談
(1)	中村陸幕長との会談 (4号館玄関)
	18:00 インターネット夫妻主催 レセプション
	10:00 山中長官との会談
5月19日(金)	
	15:30 西野下謁見
	社名不明 (山下元治泊)
	19:20 下田前駐米大使夫妻送迎 (於金田中)

5月22日(月)	
9:45	ホノルルへ向付去程 (JAL 711)
	(注) VIP Rm. 日航 菊の向 (Cap. Harris 副長が留居滞りの由) (日航 中込支店代理が率由送)

大政事外外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総入電厚計
書文会常給

調査長
参企析調
領移長
参領旅査移

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南審
参西東洋
長 西東

近ア 参書近ア
長 次総経国資
経 源
長 参質統国
経協長 参政技一理
長 条 国企二
参条協規
長 国 参政経科
長 軍社専
情長 参道内外
文長 参一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) R. 250 主管
72年5月8日09時55分 沖繩 発 米北1
72年5月8日10時00分 本省 着

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

沖繩における式典米側招待者

才281号 平 大至急
往電才263号に關し
御検討の結果を至急回電ありたい。
(了)

(写手交着 5/10:10)

外務省

漢

写
濟

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 無期限	符号表示 暗 <input checked="" type="radio"/> 略 <input type="radio"/> 平 <input type="radio"/>	総第 0509-128-201 号
※ 第 143 号	※ 昭和 47.5.9 日 19.28 時	
Y Y Y Y Y	大至急 <input checked="" type="radio"/> 至急 <input type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> LTF <input type="radio"/>	※ 發電係

主管 米北1

大 臣 政務次官 R アメリカ局長
事務次官 R 参事官
外務審議官 北米才一課長
外務審議官
官房長

主管局部課(室)名 米北1

起案 昭和47年5月9日

提案者 112中 電話番号 2465

協議先

在 沖繩 高瀬(大使) 臨時代理大使
総領事 代理 外務大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使
報 総領事 代理 あり

件名 沖繩における式典の米側招待者

貴電才281号に關し、
吉野アメリカ局長、山中総領事官会談の結果
貴電才264号記載の全員は那覇会場
に決定し、また、貴電才266号
についても申し越しのとおりに承知

(昭和四二七一改正) GB-1

又ハ那覇会場に招待されることは決定
した^{(ので) (通報する。)}

なお、貴電才266号のうち、東京会場に
招待される Meads^大 少佐夫妻他 4夫妻に
封^{する}じ~~は~~招待状は、同人等が東京に到着
~~(その際)~~^後に手交することとしたいので、その旨先
方に伝言ありたい。

(3)